

トン数税制国際標準化委員会取りまとめ

平成二十八年九月二十九日

本委員会においては、トン数標準税制が先行して導入されてきた外国の船社との間において、我が国外航海運企業は常に厳しい競争に晒されているとの認識の下、我が国トン数標準税制の国際標準化に向けて、本年四月以降、数次にわたり会合を開催し、様々な角度から議論を重ねるとともに、日本船主協会、大手船社、オーナーのそれぞれの視点からのお考えを拝聴した。

これまでの検討を集約すれば、

- ・ 我が国トン数標準税制の国際標準化を追求しつつ、現行のトン数標準税制が立脚している政策理念との整合性も確保することが肝要である。
 - ・ また、我が国外航海運企業の造船発注及びその部品調達 のほぼ全てが、地域経済・雇用の拡大を通じて、地方創 生に大きな役割を果たしていることにも着眼すべきで ある。
 - ・ さらに、昨今のような厳しい海運市況の激変期における 持続可能性も加味することも不可欠である。
- これらを踏まえた上での結論として、
- ・ トン数標準税制の適用範囲を、日本船舶及び現行の準日 本船舶に加えて、航海命令時における日本籍化が確保さ れるよう措置された本邦オーナー実質保有船も準日本 船舶として拡充すべきである。
 - ・ 併せて、現下のような歴史的な海運不況を経ても、長期的 に我が国の経済安全保障の確立に資するよう日本船舶 等の増加を可能とする仕組みの導入を目指すべきであ る。

今後は、平成二十九年度税制改正においてこれらの事項が認められるよう与党、関係団体が一体となって注力し、万全を期すべきである。その上で、次期通常国会におけるトン数標準税制の拡充のための海上運送法等の改正を行うこととする。